

平成21年の地価公示が発表されました

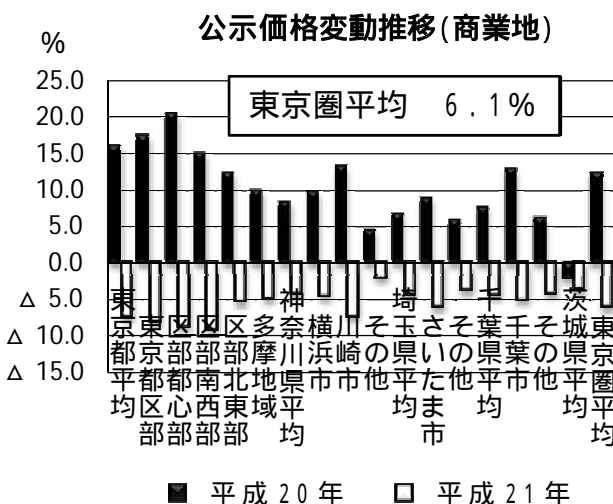
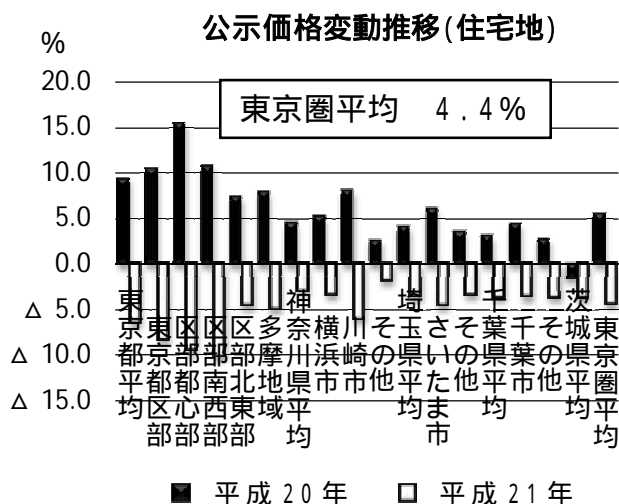
3月23日に国土交通省から平成21年1月1日現在の地価公示が発表されました。今回は、全国平均でみた場合、住宅地、商業地などすべての用途で昨年に比べ地価が下落しました。特に、三大都市圏においては、前回まで住宅地が2年連続、商業地が3年連続で平均価格が上昇していましたが、今回は一転下落に転じ、地方圏よりも大きい下落幅となっています。

また、傾向としてはここ数年上昇率の高かった地域の下落幅が大きくなっており、東京圏では都心に近い地域の下落幅が周辺地域に比べ大きくなっています。

より詳しい情報を入手されたい方は、国土交通省ホームページをご参照ください。

(アドレス) <http://tochi.mlit.go.jp/chika/kouji/20090323/index.html>

夏に発表される路線価(相続税評価額の基礎となるもの)も同様の傾向を示すものと思われます。不動産の生前贈与を検討されている方は今夏の路線価発表に注目です。(長掛栄一)



平成21年度税制改正法案の審議状況について

平成21年度税制改正法案は、現在、衆議院は与党多数の賛成で可決後、参議院の財政金融委員会にて審議を行っています。気になるのが、3月末で期限切れとなる各種特例の行方。

3月中に参議院で法案が可決すれば、法案は成立し、切れ目なく特例の活用が可能になりますが、3月中に法案が採決されない、もしくは参議院で否決された場合どのような影響が生じるのでしょうか？

個人的には、不動産売買に伴う登録免許税、不動産取得税、印紙税などが気になります。これらの税金は、軽減措置が3月末日となっているため、税制改正法案が可決成立されない場合、一時的にせよ増税となる可能性があります。

過去、衆参ねじれ国会の状況においては、国民に不利益が生じないよう「つなぎ法案」と呼ばれる暫定措置を定めた法案を国会に提出し、混乱防止が図られているため、今回も同様の措置が取られるものと思われます。(昨年の場合、ガソリン税を除く部分については、暫定的に5月31日まで各種特例の期限が延長されました。)

いずれにしても、ここ1週間の国会審議の行方に注目です。

所得税・消費税の振替納税日について

今年の確定申告に伴う所得税、消費税の振替納税日は、

所得税：4月22日(水)

消費税：4月27日(月)

となっています。引落口座の残高確認を今一度お願いします。

